

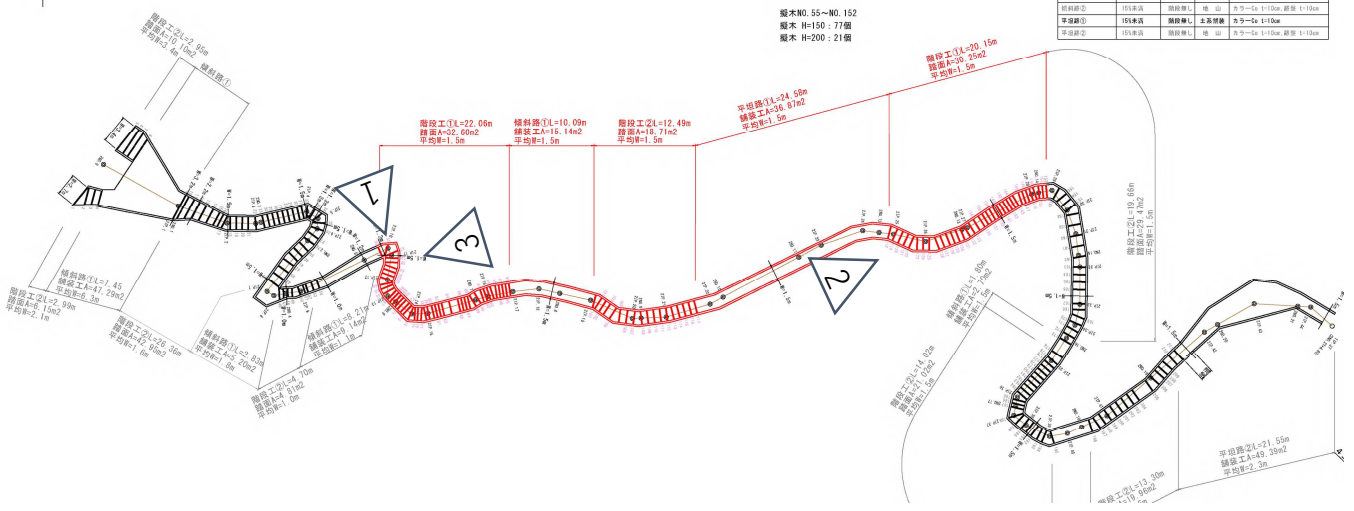
令和5年度登城路整備区間



園路平面図 (3工区)  
 施工延長 L=89.4m S:1:200

坂木 NO.55~NO.152  
 坂木 H=150:37個  
 坂木 H=200:21個

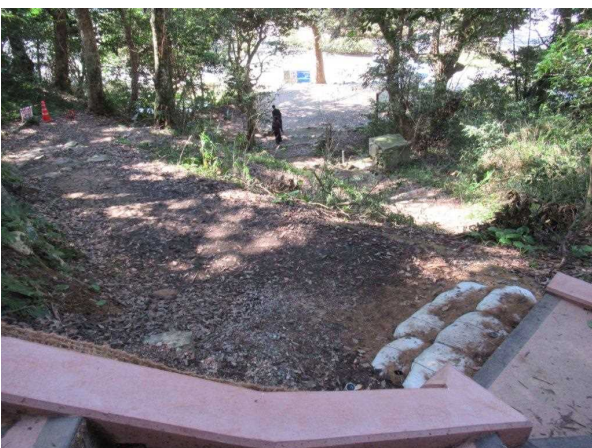
工種	外部勾配	階段構成	階段種類	積込
階段工① (急勾配)	25%以上	階段工	土系階段	坂木④-1:110cm
階段工② (緩勾配)	15~25%未満	階段工	土系階段	坂木④-2:110cm
階段工③ (急勾配)	25%以上	階段無し	地盤	坂木④-1:110cm、積込①:110cm
階段工④ (緩勾配)	15~25%未満	階段無し	地盤	坂木④-1:110cm、積込①:110cm
積込工①	15%未満	階段無し	土系階段	坂木④-1:110cm
積込工②	15%未満	階段無し	地盤	坂木④-1:110cm、積込①:110cm
平坦路工	15%未満	階段無し	土系階段	坂木④-1:110cm
平坦路工	15%未満	階段無し	地盤	坂木④-1:110cm、積込①:110cm



1



2

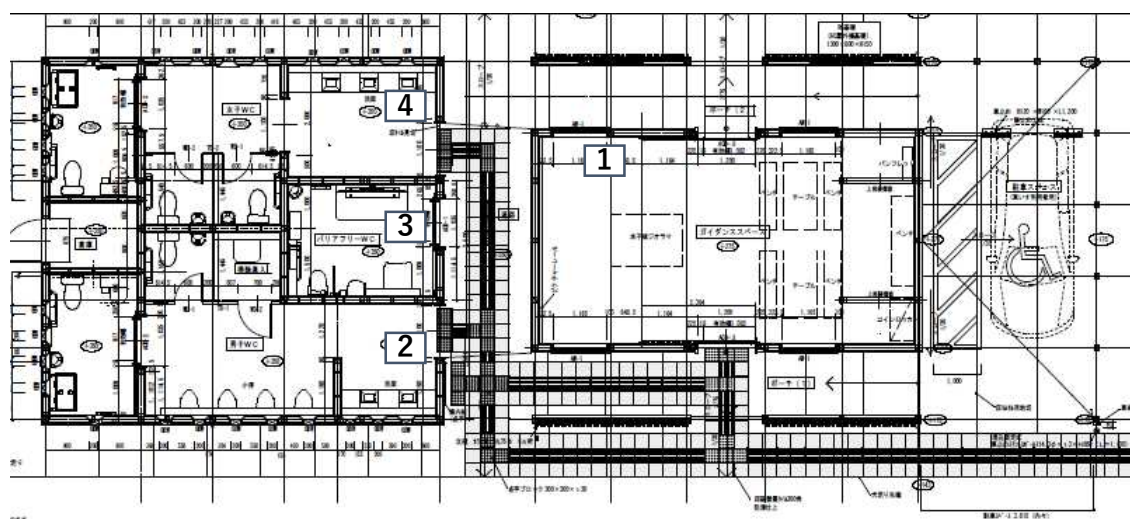


3

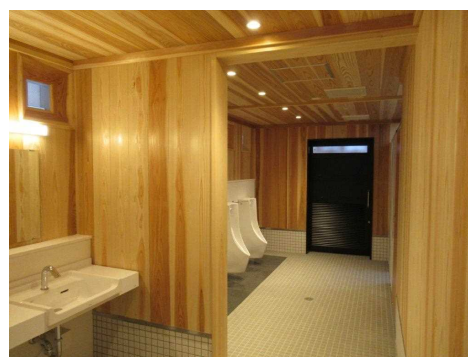
令和5年度便益施設建設



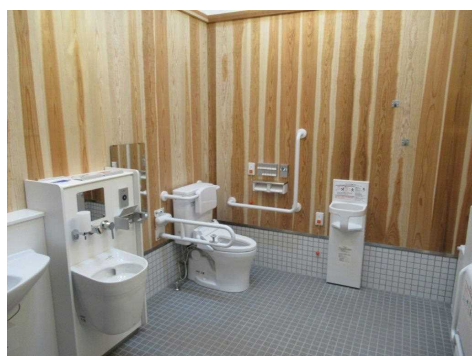
外観写真



1.ガイダンススペース



2.トイレ（男性）



3.トイレ（バリアフリー）



4.トイレ（女性）

## 報告（2）

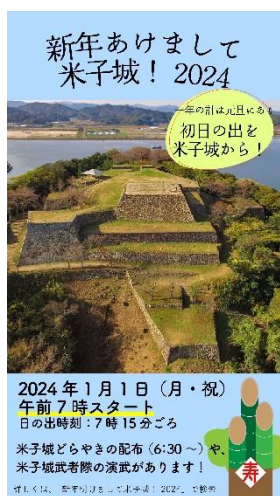
## 米子城ライトアップ、新年明けて米子城 2024、ダイヤモンド大山（2月）

## （1）米子城ライトアップ



期間 令和5年12月22日（金）～令和6年1月9日（火）

## （2）新年明けて米子城2024



令和6年1月1日（月・祝）

来場者 約350人

## （3）ダイヤモンド大山

2月20日前後（19日～21日）に条件が揃えば米子城跡から大山山頂に朝日が重なる“ダイヤモンド大山”を見ることができる。文化振興課としては、ダイヤモンド大山観測日当日の登城者の安全確保のためランタンを設置した。また、2月18日には米子市観光協会主催でダイヤモンド大山観望会が実施され、約1,000名の来場者があった。2月20日にはまちなか観光案内所がダイヤモンド大山観望会を予定していたが天候不順のため中止となった。

## 報告 (3)

## 米子市文化財保存活用地域計画について

令和3年度より作成を進めていた「文化財保存活用地域計画」（以下、地域計画と呼ぶ）について、12月15日（金）に開催された国の文化審議会文化財分科会（文部科学大臣の諮問機関）において他の19市町が作成した地域計画とともに新規の認定が答申され、同日付けで文化庁長官から認定されました。

**1 米子市文化財保存活用地域計画の概要（別添）****（1）認定に至る経緯**

文化財保護法改正（平成30年）及び鳥取県文化財保存活用大綱（令和2年）に基づき、米子市文化財保存活用地域計画検討協議会（座長・和田嘉宥）の指導の下に原案を作成し、市民意見募集と米子市文化財保護審議会の意見聴取を行って米子市教育委員会で作成した計画を、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第183条の3の規定により文化庁に認定を申請したものです。

**（2）計画の概要**

本地域計画は、市内の文化財全般の保存・活用を総合的に推進するため、『「大山さんのおかげ」と感謝を捧げ、交流の歴史・文化が息づくまち・米子』を目指す将来像として、中・長期的に取り組む具体的な内容を記載した計画です。

「海城・米子城と城下町の歴史文化遺産群※」「鉄道の町・米子の近代化の歴史文化遺産群」など、米子の歴史文化の特色等を踏まえたストーリーに基づく9つの歴史文化遺産群と、歴史文化遺産が特に集中する「米子城と城下町周辺」と「古代淀江潟周辺」の2つの歴史文化遺産保存活用区域を設定し、重点的に取組みを行うこととしています（内容は別添参照）。

※指定等文化財と未指定文化財を合わせて米子の歴史文化遺産と呼びます。

**2 文化財保存活用地域計画とは**

（1）地域計画は、人々が地域に所在する文化財が共有の財産であると再認識して、文化財を適切に保存・活用し、次世代へ継承していくための総合的な計画です。本計画に基づき保存と活用に官民協働で取り組むことにより、市民の歴史文化に対する意識の向上や、ふるさとへの誇りと愛着を深めていくことが期待されます。

（2）今回の認定により全国での認定件数は合計139件となりました。

（3）県内で地域計画を作成、国から認定された市町村としては、北栄町（令和3年7月）、日野町（令和5年7月）に続き3例目となります。

**3 文化財保存活用地域計画協議会の設置**

（1）地域計画に関し必要な事項を協議し、及びその実施に係る連絡調整を行うため、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第183条の9の規定に基づき、米子市文化財保存活用地域計画協議会（以下「協議会」という。）を設置しました。

（2）協議会は、委員12人以内で組織され、文化財保護法の規定に基づき、米子市及び鳥取県の文化財に関する事務を担当する部局に所属する職員、法第192条の2第1項の規定により教育委員会が指定した文化財保存活用支援団体に所属する者、文化財の所有者、学識経験のある者、商工関係団体又は観光関係団体に所属する者で構成されます。

（3）令和5年度の協議会は、3月27日に開催予定です

## R6.1.24空の降雪による倒木処理の対応について

令和6年1月24日から25日にかけての降雪により石仏巡りルート（下図①②）に倒木が発生したため、伐採処理を実施。



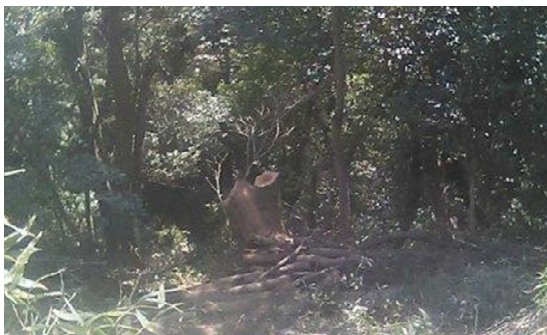
石仏巡りコース



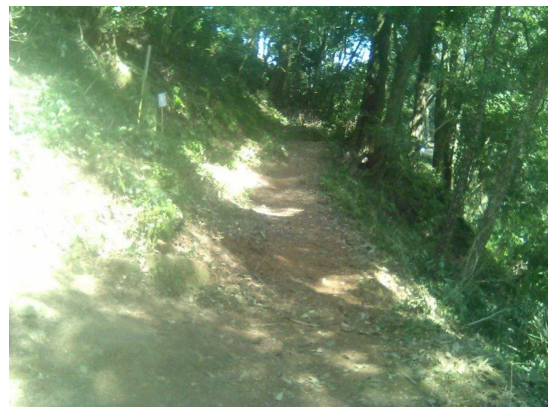
①処理前



②処理前



①処理後



②処理後